

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	登 録 番 号
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1 - 2 5 - 1	1 - 0 0 0 3 0 0

2 指 名 停 止 措 置 期 間 令和 6 年 6 月 5 日～令和 6 年 7 月 4 日 (1 か月間)

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

大成建設(株)は、「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)工事」において、作業員(一次下請け)が負傷した労災事故について、所轄の鯉沢労働基準監督署長に遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなければならないところ、令和 5 年 7 月 4 日に至るまで提出しなかったとして、同社使用人が労働安全衛生法違反により、令和 6 年 3 月 26 日、鯉沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」(平成 2 年常陸太田市告示第 2 1 号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第 2 第 1 5 号(1)に該当する。

<指名停止措置要領別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2)、(3) (略)	当該認定をした日から 1 か月以上 9 か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係
茨城県常陸太田市金井町3690
電話 0294—72—3111